

事務所概要申告票

議員名 照屋守之

1. 物件の所在

住所	沖縄県うるま市サトウ町1-14-4 1F
電話番号	989-4137

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 ()
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

照屋守之



貸借人 氏名



住所



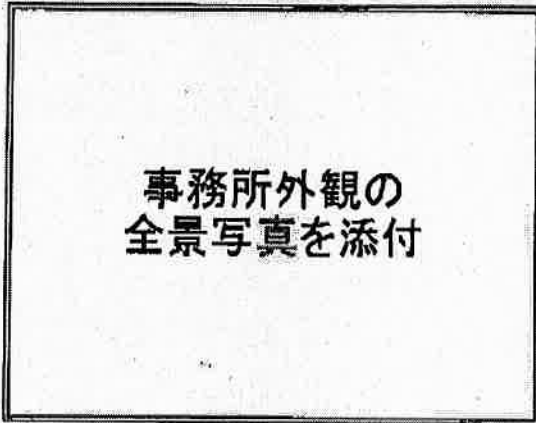
事務所費充当状況申告票

議員名 照屋守文

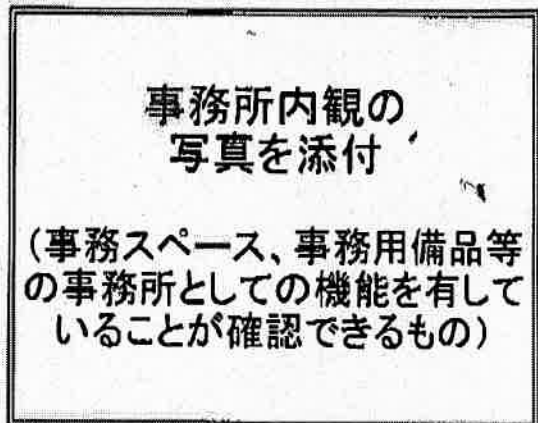
1. 事務所の状況

住所 沖縄県うるま市叶とり町1-14-4 1F

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合 全額

充当割合の説明:

政務のための活動事務所として採用で全額充当。

(関係経費)

家賃(月額)	65,000 円
その他	共益費 1,000 円
	円

(充当額)

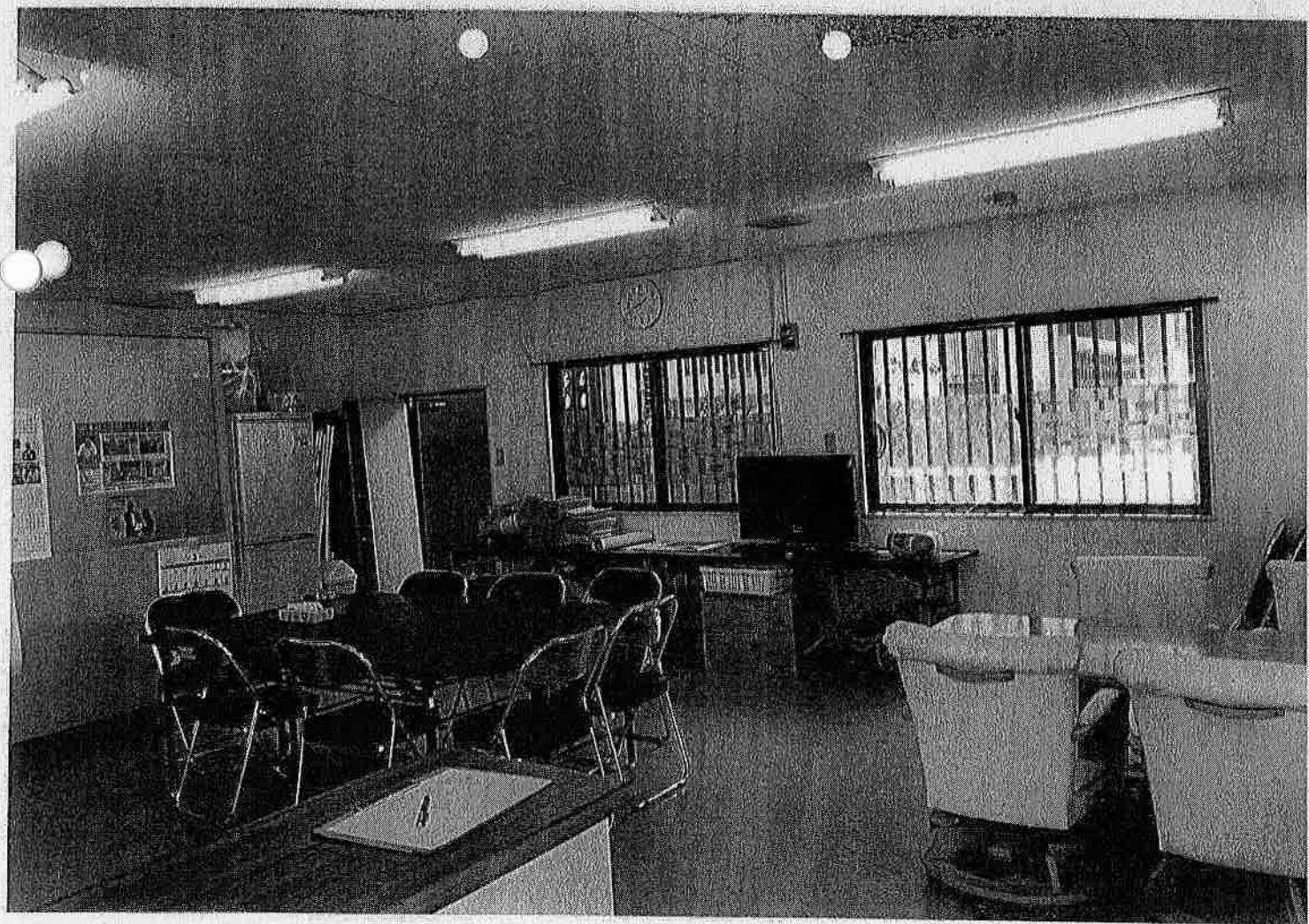
家賃(月額)	65,000 円
その他	共益費 1,000 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

照屋守文





契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「貸主人」という。)及び借主(以下「借借人」という。)(以下「本物件」という。)

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(4)に記載のとおりとする。

2 貸借人及び借借人は、頭書の記載に従い、借借の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 借借人は、頭書(4)に記載に従い、賃料を貸借人に支払わなければならない。

2 貸借人及び借借人は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。

三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

(共益費)

第4条 借借人は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)

2 貸借人及び借借人は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

(賃借の帰属)

第5条 貸借人は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 賃借人は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 賃借人は、頭書(4)記載の営業目的に従い、使用することにより、法令上設備新設、改修等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

第6条 借借人は、本契約から生じる借借の担保として、頭書(4)に記載する敷金を貸借人に預け入れるものとする。

2 借借人は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の借借と相殺をすることができない。

3 借借人は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる借借人の借借の不履行が存在する場合には当該借借の額を差し引いたその残額を、無利息で、借借人に返還しなければならない。

4 前項の規定により借借人の借借額を差し引くときは、借借人は、敷金の返還とあわせて借借の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確認)

第7条 貸借人及び借借人は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確認する。

一 自らが、勢力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成8年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 貸借人又は借借人が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいふ)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名称を利用せず、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 債計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 借借人は、貸借人の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 借借人は、貸借人の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、取壊若しくは修繕若しくは本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 借借人は、貸借人の書面による承諾を得ることなく、頭書(4)の事業内容を変更してはならない。

4 借借人は、本物件の全部又は一部につき、転賃に供してはならない。

5 借借人は、敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

6 借借人は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発物、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は搬出すること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を感ぜさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、若しくは反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

7 借借人は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、貸借人の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

二 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

(賃借人の管理義務)

第9条 借借人は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 借借人は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 借借人は、管理規約使用制限等を遵守することにも、貸借人が本物件管理上必要な事項を借借人に通知した場合同様の事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に借借人は、借借人宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。借借人は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなくてはならない。万一紛失又は破損したときは、借借人は、直ちに貸借人に連絡のうえ、借借人が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は借借人の負担とする。

5 借借人は、鍵の追加設置、交換、複製を借借人の承諾なく行なってはならない。

(原状の変更)

第10条 賃借人が、本物件を前条(2)の事業内容を従い使用する場合に、あらかじめ賃借人の承諾を得た上で賃借人が負担するものとする。

2 前項の工事により法令による設備の新設改善の必要が生じた場合、その費用は賃借人が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第11条 賃借人は、第3項の場合を除き、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。

ただし、賃借人の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、賃借人が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき賃借人が修繕を行う場合は、賃借人は、予め、その旨を賃借人に通知しなければならない。

3 賃借人は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

- 一 電線、蛍光灯、コンセントの取替え。
二 その他費用が軽微な修繕。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、賃借人は、賃借人に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて賃借人に損害が生じたときは賃借人は、これを賠償する。

(契約の解除)

第12条 賃借人は、賃借人が次の各号に該当した場合において、賃借人が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 賃借人が賃料又は共益費の支払いを2か月以上怠ったとき。
二 賃借人の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用を負担したとき。
三 賃借人は、賃借人が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を締結することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
一 本物件を前条(2)記載の用途以外の用に供したとき。
二 第8条(第5項第5号から第7号を除く)から第10条までの規定に違反したとき。
三 入居時、賃借人又は連帯保証人について告げた事実が重大な虚偽であったことが判明したとき。
四 その他賃借人が本契約の各条項に違反したとき。

- 五 銀行取引の停止。
六 積立手続きの開始。
七 民事再生手続きの開始。
八 会社更生手続きの開始。
九 特別清算手続きの開始。
3 賃借人又は賃借人の一方について、次のいずれかに該当した場合に、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
一 第7条の確約に反する事実が判明したとき。
二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

4 賃借人は、賃借人が第8条第1項第5号から第7号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(賃借人からの解約)

第13条 賃借人は、賃借人に対して1か月前に解約の申込みを行うことにより、本契約を終了することができる。
2 前項の規定にかかわらず、賃借人は解約申入れの日から1か月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を賃借人に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び引渡し時の修繕)

第14条 賃借人は、明渡し日を10日前までに賃借人に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 賃借人は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合には、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 賃借人は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を賃借人に返還しなければならない。

4 本契約終了時に本物件内に設置された賃借人の所有物が有り、本物件を継ぎ管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、賃借人がその時点でこれを放棄したものとみなし、賃借人はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に関し賃借人に請求することができる。

5 本物件の引渡し時において、賃借人は、本物件内に賃借人が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せなければならない。

6 賃借人が明渡しを遅延したときは、賃借人は、賃借人に対して、賃貸借契約が解除された日又は催告した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第15条 賃借人は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 賃借人は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき賃借人の立ち入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、賃借人及び物件の確認をする者は、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 賃借人は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建築物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ賃借人の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、賃借人は、賃借人の承諾を得ずに立ち上ったときは、その旨を賃借人に通知しなければならない。

(賃借人の通知義務)

第16条 賃借人は次の各号の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって賃借人に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
二 前条(6)に記載した管理業者の変更。

(賃借人の通知義務)

第17条 賃借人又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって賃借人に通知しなければならない。

- 一 賃借人が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借人の職務と評価できるときは、第8条1項の定めに従うものとする。
二 長期休業すること。
三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更。
四 連帯保証人の死亡又は解散。

(遅延損害金)

第18条 賃借人は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、遅延損害金として1か月分につき1,000円を支払うものとする。

(連帯保証人)

第19条 連帯保証人は、貸借人と連帯して、本契約から生じる賃借人の債務を負担するものとする。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、貸借人若しくは賃借人の責によらない漏気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた貸借人又は賃借人の損害について、貸借人又は賃借人は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 貸借人及び賃借人は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について異議が生じた場合は民法その他の法の法令及び銀行に就いて、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頁番18に記載するとおとりとする。

■ 家賃の支払方法

家賃の支払方法は下記のとおりとする。

1. 指定日に、本人の口座から銀行引落しとする。
2. 指定日までに、(有)具志川興産の振込先口座へ振り込みとする。

◎ (有)具志川興産振込先口座

金融機関名	琉球銀行	沖縄銀行	海邦銀行
支店名	[REDACTED]		
口座番号	[REDACTED]		
口座名義	[REDACTED]		

事務費

充当割合:政務活動費のみ全額充当

EDON
エディオン

2019年01月07日

領収証

照屋 守元 様

金額 ¥3,456 -

但し E-7V ラベル

消費税等256円含んでおります

発行者



株式会社サンエー
(作成地)
沖縄県宜野湾市大山7-2-10

No.303173754
発行店 具志川メインシティ
電話番号 098-974-4600

全種	内訳
現金	3,456
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	0
振込	0

充当割合:政務活動費以外が含まれるので案分

事務費

備品

(政務専務所用)

領収証

照屋守人

様

No. 19

★ ¥ 9,500-

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(8%)	

川 WiFi 7-1624 株式会社

平成30年11月20日 上記正に領収いたしました

収入印紙


 ジェット
 Jidette
 〒904-2244 沖縄県うるま市
 TEL・FAX 098-927-4111

コクヨ ウケ-98

充当割合:政務活動費のみ全額充当

領収証(Receipt)

ご請求番号
7134-453-880

お客さま氏名
照屋 守之 様

金額
平成30年 5月
2754円
うち、消費税別当額 192円

NTTコミュニケーションズ株式会社
ピリングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
領収日付印
12301
18.5.25
おきな小学校前
アールコート

(お客さま)

4.5月分

領収証(Receipt)

ご請求番号
7134-453-880

お客さま氏名
照屋 守之 様

金額
平成30年 7月
2754円
うち、消費税別当額 192円

NTTコミュニケーションズ株式会社
ピリングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
領収日付印
72041
18.7.25
うるま市役所

(お客さま)

6.7月分

領収証(Receipt)

ご請求番号
7134-453-880

お客さま氏名
照屋 守之 様

金額
平成30年 9月
2754円
うち、消費税別当額 192円

NTTコミュニケーションズ株式会社
ピリングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
領収日付印
07294
18.9.26
高尾小学校前

(お客さま)

8.9月分

領収証(Receipt)

ご請求番号
7134-453-880

お客さま氏名
照屋 守之 様

金額
平成30年 11月
2484円
うち、消費税別当額 172円

NTTコミュニケーションズ株式会社
ピリングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
領収日付印
72014
18.11.29
おきな小学校前
アールコート

(お客さま)

10.11月分

領収証(Receipt)

ご請求番号
7134-453-880

お客さま氏名
照屋 守之 様

金額
平成31年 1月
2214円
うち、消費税別当額 152円

NTTコミュニケーションズ株式会社
ピリングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
領収日付印
173172
19.1.23
ローソン
園頭店

(お客さま)

12.1月分

領収証(Receipt)

ご請求番号
7134-453-880

お客さま氏名
照屋 守之 様

金額
平成31年 3月
2214円
うち、消費税別当額 152円

NTTコミュニケーションズ株式会社
ピリングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
領収日付印
287177
19.3.29
ローソン
赤道店

(お客さま)

2.3月分

領収証 (Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2018年 4月分
¥3380
うち、消費税相当額
¥250

NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
72041
18.4.24
07322
うるま市役所前
ファミリーマート
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

領収日付印

4月分

領収証 (Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2018年 5月分
¥3380
うち、消費税相当額
¥250

NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
72041
18.5.22
うるま市役所前
ファミリーマート
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

領収日付印

5月分

領収証 (Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2018年 6月分
¥3380
うち、消費税相当額
¥250

NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
07322
18.7.06
うるま市役所前
ファミリーマート
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

領収日付印

6月分

領収証 (Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2018年 7月分
¥3380
うち、消費税相当額
¥250

NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
72041
18.7.22
うるま市役所前
ファミリーマート
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

領収日付印

7月分

領収証 (Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2018年 8月分
¥3380
うち、消費税相当額
¥250

NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
72041
18.8.26
うるま市役所前
ファミリーマート
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

領収日付印

8月分

領収証 (Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2018年 9月分
¥3380
うち、消費税相当額
¥250

NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
07294
18.9.26
高原小学校前
ファミリーマート
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

領収日付印

9月分

領収証 (Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2018年 10月分
¥3380
うち、消費税相当額
¥250

NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
72089
30.10.24
志川仲屋
ファミリーマート
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

領収日付印

10月分

領収証 (Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2018年 11月分
¥3380
うち、消費税相当額
¥250

NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
07322
18.11.23
うるま市役所前
ファミリーマート
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

領収日付印

11月分

充当割合: 政務活動費のみ全額充当

事務費
FAX

領収証(Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2018年12月分
¥3380

55. 消費税相当額
¥250

NTTコミュニケーションズ
株式会社

ビルingkカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
172787
18.12.2
ローソン赤道店
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

12月分

領収証(Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2019年1月分
¥3380

55. 消費税相当額
¥250

NTTコミュニケーションズ
株式会社

ビルingkカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
換収③
069902
19.1.31
ローソン赤道店
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

1月分

領収証(Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2019年2月分
¥3380

55. 消費税相当額
¥250

NTTコミュニケーションズ
株式会社

ビルingkカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
換収④
172787
19.2.19
ローソン赤道店
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

2月分

領収証(Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2019年3月分
¥3380

55. 消費税相当額
¥250

NTTコミュニケーションズ
株式会社

ビルingkカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
換収①
287177
19.3.29
ローソン赤道店
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

3月分

(固定電話)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
県議会議員 照屋
守之 様

お客様番号
4910-0974-09131

2019年3月ご請求分

金額(円)
¥5,175-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先
(無料)
0800-8935550

換収①
287177
19.3.29

ローソン赤道店

収入印紙貼付欄
(お客さま)

3月分

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所

(平成 30 年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
11月30日	32,000	0	0	32,000		
12月28日	40,000	0	0	40,000		
1月31日	42,000	0	0	42,000		
2月28日	36,000	0	0	36,000		
3月29日	28,000	0	0	28,000		
合計	178,000			178,000		

平成 30 年度 雇用職員申告票

議員名 照屋守之

被雇用職員名	[Redacted]		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

平成年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名 [Redacted]

住所 [Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員

照屋守之



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿

タイムカード

その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 照屋 守之】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集(新聞・雑誌・書籍・資料等) ・現地調査に係る補助随行(写真撮影、メモ作成等) ・訪問先との連絡・調整 等	30
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営 (プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等) 等	10
	広報広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配付 等	10
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成 等	10
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営 (資料作成、開催周知、連絡・調整)等 ・企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	10
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成 等	10
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	20
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		

平成30年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

照屋 守之

被雇用者

●

統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成 30 年 11 月 19 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日
主な就業場所	照屋守之事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	1 日 5 時間 (休憩 1 時間)
休 日	土・日
給与 (賃金)	月給 円 (時給 800 円)
給与支払日	毎月月末〆切
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接払い <input type="checkbox"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

平成 30 年 11 月 19 日

雇 用 者 氏 名

照屋 守之



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

〒904-2215

住所:うるま市みどり町1-14-4 1F

TEL:098-989-4137

県議会議員 照屋守之 事務所

発行日:2018/11/30

住所:

TEL:

名前:

平成30年11月勤務表

日	曜日	出勤	退勤	休憩	稼働時間
11月19日	月	10:00	16:00	1:00	5:00
11月20日	火	10:00	17:00	1:00	6:00
11月21日	水	10:00	16:00	1:00	5:00
11月22日	木				0:00
11月23日	金				0:00
11月24日	土				0:00
11月25日	日				0:00
11月26日	月	12:00	18:00	1:00	5:00
11月27日	火	10:00	16:00	1:00	5:00
11月28日	水	10:00	16:00	1:00	5:00
11月29日	木	10:00	16:00	1:00	5:00
11月30日	金	10:00	16:00	1:00	5:00

稼働時間合計	41:00:00
時給	¥ 800

給与	¥32,800
----	---------

〒904-2215

住所:うるま市みどり町1-14-4 1F

TEL:098-989-4137

県議会議員 照屋守之 事務所

発行日:2018/12/31

住所:

TEL:

名前:

平成30年12月勤務表

日	曜日	出勤	退勤	休憩	稼働時間
12月1日	土				0:00
12月2日	日				0:00
12月3日	月				0:00
12月4日	火	12:00	15:00		3:00
12月5日	水				0:00
12月6日	木				0:00
12月7日	金	13:00	17:00		4:00
12月8日	土				0:00
12月9日	日				0:00
12月10日	月	10:00	12:00		2:00
12月11日	火	11:30	14:30		3:00
12月12日	水	16:00	18:00		2:00
12月13日	木	11:00	16:00	1:00	4:00
12月14日	金				0:00
12月15日	土				0:00
12月16日	日				0:00
12月17日	月	10:00	16:00	1:00	5:00
12月18日	火	10:00	16:00	1:00	5:00
12月19日	水	12:00	18:00	1:00	5:00
12月20日	木	10:00	16:00	1:00	5:00
12月21日	金				0:00
12月22日	土				0:00
12月23日	日				0:00
12月24日	月				0:00
12月25日	火	10:00	16:00	1:00	5:00
12月26日	水	10:00	12:00		2:00
12月27日	木				0:00
12月28日	金	10:00	16:00	1:00	5:00
12月29日	土				0:00
12月30日	日				0:00
12月31日	月				0:00

稼働合	50:00:00
時給	¥ 800
給与	¥40,000

〒904-2215

住所:うるま市みどり町1-14-4 1F

TEL:098-989-4137

県議会議員 照屋守之 事務所

発行日:2019/1/31

住所: [REDACTED]

TEL: [REDACTED]

名前: [REDACTED]

平成31年1月勤務表

日	曜日	出勤	退勤	休憩	稼働時間
1月1日	火				0:00
1月2日	水				0:00
1月3日	木				0:00
1月4日	金	10:00	16:00	1:00	5:00
1月5日	土				0:00
1月6日	日				0:00
1月7日	月	11:00	17:00	1:00	5:00
1月8日	火				0:00
1月9日	水	10:30	16:30	1:00	5:00
1月10日	木	11:00	17:00	1:00	5:00
1月11日	金	10:00	16:00	1:00	5:00
1月12日	土				0:00
1月13日	日				0:00
1月14日	月				0:00
1月15日	火				0:00
1月16日	水	10:30	12:00		1:30
1月17日	木				0:00
1月18日	金	12:00	15:00		3:00
1月19日	土	15:00	17:00		2:00
1月20日	日				0:00
1月21日	月	10:00	16:00	1:00	5:00
1月22日	火	10:00	17:00	1:00	6:00
1月23日	水				0:00
1月24日	木				0:00
1月25日	金				0:00
1月26日	土				0:00
1月27日	日				0:00
1月28日	月	10:00	16:00	1:00	5:00
1月29日	火				0:00
1月30日	水				0:00
1月31日	木	10:00	16:00	1:00	5:00

稼働合	52:30:00
時給	¥ 800
給与	¥42,000

〒904-2215

住所:うるま市みどり町1-14-4 1F

TEL:098-989-4137

県議会議員 照屋守之 事務所

発行日:2019/2/28

住所:

TEL:

名前:

平成31年2月勤務表

日	曜日	出勤	退勤	休憩	稼働時間
2月1日	金	11:00	17:00	1:00	5:00
2月2日	土				0:00
2月3日	日				0:00
2月4日	月				0:00
2月5日	火	10:00	12:00		2:00
2月6日	水				0:00
2月7日	木	12:00	16:00		4:00
2月8日	金	11:00	15:00		4:00
2月9日	土				0:00
2月10日	日				0:00
2月11日	月				0:00
2月12日	火				0:00
2月13日	水				0:00
2月14日	木	10:00	17:00	1:00	6:00
2月15日	金				0:00
2月16日	土				0:00
2月17日	日				0:00
2月18日	月				0:00
2月19日	火	10:00	16:00	1:00	5:00
2月20日	水	10:00	17:00	1:00	6:00
2月21日	木	11:00	17:00	1:00	5:00
2月22日	金				0:00
2月23日	土				0:00
2月24日	日				0:00
2月25日	月				0:00
2月26日	火	13:00	16:00		3:00
2月27日	水				0:00
2月28日	木	11:00	17:00	1:00	5:00

稼働合	45:00:00
時給	¥ 800
給与	¥36,000

〒904-2215

住所:うるま市みどり町1-14-4 1F

TEL:098-989-4137

県議会議員 照屋守之 事務所

発行日:2019/3/31

住所:

TEL:

名前:

平成31年3月勤務表

日	曜日	出勤	退勤	休憩	稼働時間
3月1日	金				0:00
3月2日	土				0:00
3月3日	日				0:00
3月4日	月	10:00	11:00		1:00
3月5日	火	10:00	17:00	1:00	6:00
3月6日	水	9:00	12:00		3:00
3月7日	木	11:00	16:00	1:00	4:00
3月8日	金				0:00
3月9日	土				0:00
3月10日	日				0:00
3月11日	月	9:30	15:30	1:00	5:00
3月12日	火	14:30	17:30		3:00
3月13日	水	10:30	17:30	1:00	6:00
3月14日	木	10:30	18:30	1:00	7:00
3月15日	金				0:00
3月16日	土				0:00
3月17日	日				0:00
3月18日	月				0:00
3月19日	火				0:00
3月20日	水				0:00
3月21日	木				0:00
3月22日	金				0:00
3月23日	土				0:00
3月24日	日				0:00
3月25日	月				0:00
3月26日	火				0:00
3月27日	水				0:00
3月28日	木				0:00
3月29日	金				0:00
3月30日	土				0:00
3月31日	日				0:00

稼働合	35:00:00
時給	¥ 800
給与	¥28,000